

京都市学童クラブ事業のご案内

1 京都市の学童クラブ事業

京都市では、保護者の就労等により昼間留守になる家庭の小学生児童を対象として、放課後の安心安全な居場所づくり及びすこやかな育成を図るため、児童館・学童保育所で学童クラブ事業を実施しています。

学童クラブ事業は、京都市が社会福祉法人等に委託して実施しており、専任の職員の指導の下、放課後の子どもたちの生活の場として、家庭的な温かい雰囲気大切に、活動しています。

(1) 実施日

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日

(2) 実施時間

- ア 月曜日から金曜日まで
学校下校時から午後6時30分まで
- イ 土曜日及び学校の長期休業期間
午前8時から午後6時30分まで

2 学童クラブに登録できる要件

小学校1年生から6年生までの児童で、次の(1)・(2)の両方を満たす場合に学童クラブに登録することができます。

(1) 児童の保護者が、次のいずれかの事情に該当するため、放課後等に児童を保護する者がいない場合（同居の親族等が児童を保護することができる場合を除く。）

- ア（就 労）居宅外又は居宅内で就労することを常態としていること。
- イ（その他）身体・健康上の理由等により児童を保護できないこと。

(2) 保護を必要とする児童が、病気などのため、集団での保護及び育成が不可能又は著しく困難でないこと。

3 申請受付

(1) 登録手続

下記のウェブサイトからオンラインで登録手続をしていただけます。

オンラインでの手続が難しい場合は、登録を希望する児童館・学童保育所に直接次の(2)の書類を持参するか簡易書留により郵送してください。

4月1日から御利用いただく際の受付期間は、下記のウェブサイトに掲載します。締切日以降の申請も可能ですが、その場合の利用開始日については、書類の提出日により異なりますので、登録を希望される児童館・学童保育所にお問い合わせください。

※ 一部の学童クラブにおいて、オンラインでの登録手続ができない場合がありますので、下記のウェブサイトから確認のうえ、手続を行ってください。

登録申請に関するウェブサイト

<京都市情報館>学童クラブ事業等登録児童の一斉募集について（令和6年度）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000320257.html>



(2) 提出書類

ア 全ての世帯に御提出いただくもの

- (ア) 学童クラブ事業利用申請書
- (イ) 放課後児童を保護する者がいない状況を証明する資料
 - ・ 「就 労」を理由とする場合は、就労証明書
 - ・ 「その他」を理由とする場合は、保護できない状況に応じて指示する書類（診断書等）

イ 利用料金の減免を希望される世帯に御提出いただくもの

（申請する減免区分が「同時利用のきょうだい児に係る減免」のみ以外の場合）

- (ア) 学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書
- (イ) 減免に必要な挙証資料

【オンラインで申請いただく場合】

- 学童クラブ事業利用申請書（ア(ア)）
 - ・ 入力フォーマットに必要な事項を入力していただくことで申請が可能です（申請書の提出は必要ありません。）。
 - ・ 申請システムから送信されるメッセージを受け取れるメールアドレスが必要です。各自で御準備ください。
- 放課後児童を保護する者がいない状況を証明する資料（ア(イ)）
 - ・ 紙の資料を手元にお持ちの場合は、当該資料をカメラで撮影したもの又はスキャンしたものを、オンラインでの手続の際に添付してください（紙の資料の提出は不要です。添付が難しい場合は、紙の資料を持参するか簡易書留により郵送してください。）。
 - ・ 就労証明書は上記のウェブサイトにてエクセルのひながたを掲載しています。お勤め先でデータ入力にて就労証明書を発行していただける場合は、当該エクセルのデータをオンラインでの手続の際に添付していただいても結構です。
- 学童クラブ事業利用に係る利用料金減免申請書、減免に必要な挙証資料（イ(ア)(イ)）
 - ・ 申請する減免区分が「同時利用のきょうだい児に係る減免」のみの場合は、入力フォーマットの該当箇所に入力していただくことで申請が可能です。
 - ・ 申請する減免区分が「同時利用のきょうだい児に係る減免」のみ以外の場合は、紙の資料を持参するか簡易書留により郵送してください。

(3) 申請書等の配布方法（持参又は郵送により登録申請を行う場合）

受付に必要な書類は、児童館・学童保育所において配布いたします。

また、上記のウェブサイトでもダウンロードしていただくことが可能です。

※ 申請書等の様式は、施設によって異なる可能性がありますので、登録を希望される児童館・学童保育所へ事前にお問い合わせください。

(4) その他

児童に障害、アレルギー等がある場合やその他配慮が必要な場合には、登録を希望される児童館・学童保育所へ事前に御相談ください。

4 費用

(1) 利用料金

登録を希望される児童館・学童保育所において利用料金を徴収しますので、各運営団体が定める利用料金額を御確認ください。

配慮が必要な世帯に対しては、減額又は免除を行いますので、登録を希望される児童館・学童保育所に御相談ください。

(2) その他必要な経費

上記(1)のほか、児童館・学童保育所によって、保険料やおやつ代、教材費の実費負担が必要となる場合がありますので、登録を希望される児童館・学童保育所にお問い合わせください。

5 問合せ先

(1) 登録手続等に関すること

登録を希望される児童館・学童保育所にお問い合わせください。

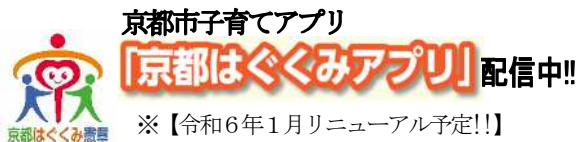
連絡先は、上記のウェブサイトに掲載する「京都市の児童館・学童保育所一覧」を御覧ください。

(2) 制度に関すること

京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 育成推進課

住 所：京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町5 6 6-1 井門明治安田生命ビル2階

TEL：075-746-7610 FAX：075-251-2322



※【令和6年1月リニューアル予定!!】

詳細は、二次元コードにてお知らせします。



発行年月 令和6年1月
京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部育成推進課
京都市印刷物 第054778号